



## ITU理事会作業部会（2021年1-2月）の結果概要

総務省 国際戦略局 国際政策課 やまぐち のりふみ  
山口 典史

総務省 国際戦略局 国際政策課 おざわ りょうじ  
小澤 亮二

総務省 国際戦略局 国際政策課 おおつき めみこ  
大槻 芽美子

### 1. 概要

2021年1月25日から同年2月5日にかけて、ITU理事会作業部会（Council Working Group：CWG）がオンラインで開催された。CWGは理事会の下に設置され、理事会における各種課題について更に検討を行うため、年2回開催される。今般の作業部会は5つのクラスターで構成され、財政及び人的資源（CWG-FHR）、児童オンライン保護（CWG-COP）、国際的なインターネット関連公共政策課題（CWG-Internet、オープンコンサルテーションを含む）、世界情報社会サミットと持続可能な開発目標（CWG-WSIS&SDGs）及び公用6言語の使用（CWG-LANG）に関する会合がそれぞれ開催された。これらの作業部会に加え、第6回世界電気通信政策フォーラムに向けた非公式専門家会合（IEG-WTPF-21）及び国際電気通信規則（ITR）のレビューに関する専門家会合（EG-ITRs）が同時期に開催された。会合には合計約80件の寄書が提出され、ITU理事国、加盟国及びセクターメンバーのほか、市民団体、学术界などから約100名が参加した。

### 2. 主要議題の主な結果概要

#### 2.1 財政及び人的資源のための作業部会（CWG-FHR）

##### (1) ITU予算関連

予算については、ITU条約第100号（第5条）に基づき、次回（2021年6月予定）の理事会に提出する2年ごと（2022-23年）の予算案の草案が提示され、リザーブアカウントからの引き落としを行わずに収支が均衡していることが留意された。支出は当初の計画より低く見積もられているが、その分COVID-19対応のための費用を84万スイスフラン積んでおり、総額3億2618万スイスフランを見込んでいる。また、2020年11月の第2回理事会バーチャルコンサルテーションで、3つの分野（情報・記録管理、ITU作業ツール、ITUウェブサイト）への投資を原則として支持することが合意されたことを受け、事務局より3つのプロジェクトの成果物、タイムライン、資金調達の緊急性についての詳細を説明する

文書が提出された。これらはCOVID-19禍にあつては必要であり推進すべきものと考えられることが留意され、資金が不足しているプロジェクトに関する補足情報が次回の理事会に提出されることとなった。

##### (2) ITU本部ビルの建替え

ITU本部ビルの建替工事に伴う財務状況について、ジュネーブ市が要請する安全対策などに対応した結果として約215.5万スイスフランの赤字が見込まれている。事務局は入札の過程で一部経費を削減することが可能と考えているが、米国、メキシコ、日本から予算超過に対する懸念が示され、リスク管理基金への調査予算の登録等が要請された。リスク管理基金については理事会で判断するものとされ、引き続き理事会で議論することとなった。

##### (3) 地域プレゼンス

2019年理事会（決議616）において、ITUの地域プレゼンスを適切に評価するために外部コンサルタントと契約することが決定され、選定の結果PwC（PricewaterhouseCoopers）社が採用された。今回のCWG-FHRでは、同社が2020年7月に提出した、地域プレゼンス向上のための勧告を含めた報告書に対するITU事務局の対応が議論され、PwCのレポートを評価するためのアドホックグループの設立及び同グループの委託事項（Terms of Reference）に合意した。同グループは、PwC報告書で提示された勧告の評価・分析及びITUの地域的プレゼンスの構造を最適化するためのオプションの財政的な影響の分析を行い、次回のCWG-FHRに提出する。

##### (4) 寄付金、拠出金関連

ロシアより、任意の寄付とその信託基金に係る手続規則第2付属書を修正し、寄付の同意書を作成する際に、支払いが遅延あるいは不払いとなった場合の規定を盛り込むことを義務化、また、事務総局長によるプログラムの管理責任を明記することなどが提案された。ITU事務局より、手



続規則の修正は時期尚早であるとの考えが示され、次回会合で継続して議論することとなった。また、同じくロシアより、ITUの電気通信開発部門（BDT）に対し、インカインド（現物支給）の寄付を受け入れるために、インカインドでの寄付の評価を行うガイドラインの作成を求める提案があった。現在ITUではインカインドの寄付は受入れていないが、検討することには価値があるとして、次回会合で継続して議論することとなった。

#### (5) その他報告案件

国連合同監査団（JIU）による2019-2020年報告書（及びITUへの提言）についてはITU事務局で文書を見直しスモールミーティングで議論の後、6月の理事会に先立ち、次回のCWGで議論を行うこととなった。また、リスク管理アクションプランの実施報告、2019年の財務諸表監査報告書における外部監査人勧告の進捗報告、内部統制に関する作業部会報告書、COVID-19によるITUの機能・活動への影響に関する報告書、ITU職員人事に関する報告書（各国職員の割合などを記載）の各文書は、報告として留意された。

### 2.2 児童オンライン保護に関する作業部会（CWG-COP）

本会合ではITUのこれまでのCOP関連活動や各国における事例が報告されたほか、ロシア、アラブ首長国連邦、サウジアラビアから自国におけるCOPの取組みが紹介された。この他ロシアより、暗号化方式の実装が、公益、特に児童オンライン保護にデメリットとなり得るとの理由から、インターネットリソース識別子の隠蔽が可能なインターネット暗号化プロトコル（ESNI、DoH、DoT）実装による問題について、CWG-COP及びCWG-Internetで議論を行い、理事会における将来検討のため必要に応じて勧告を策定することが提案されたが、カナダ、米国、Internet Societyがロシアからの提案はCWG-COPの目的と大きく異なっていると反対し、留意されるにとどまった。

### 2.3 国際的なインターネット関連公共政策課題に関する作業部会（CWG-Internet）

CWG-Internetは、マルチステークホルダーから幅広く意見を聴取するオープンコンサルテーションを毎年行っている。今回は「インターネット接続性の拡大」をテーマとしてコンサルテーションが開催され、政府、企業、消費者団体、アカデミア等を含む様々なステークホルダーから計22件の意見が提出された。これらを受けて、英国より市場環境の

構築、インフラ政策の策定、効果的な周波数管理が課題であるとのコメント、パラグアイ及び米国より、自国における取組みを紹介するとともに、この課題の議論や支援を継続するようITUに求めるコメントが提出された。

また、オープンコンサルテーションの今回の議題案として、英国よりCOVID-19の影響を緩和するためのインターネットの役割について、ロシアより、グローバルなインターネットガバナンスシステムの構築に向けた課題を克服するための各国の取組みについて、サウジアラビアよりインターネットとデジタル技術がプライバシーに与える影響について取り扱うよう提案が出された。ロシア及びサウジアラビアの提案については欧米諸国及び日本がITUのマンデート外であることや、マルチステークホルダーからの意見を聴取する場で各国の取組みについての指示を議論することへの違和感を指摘し、結果として英国提案の「COVID-19の影響と将来のパンデミックの可能性を緩和するためのインターネット及びインターネット関連公共政策の役割」というテーマとすることで合意した。

このほか、事務局よりインターネットに関連する全権委員会決議101（2018年ドバイ改）、102（2018年ドバイ改）、133（2018年ドバイ改）、180（2018年ドバイ改）、206（2018年ドバイ）に基づくITUの活動報告があった。またサウジアラビアからは、将来のG20ホスト国やITUの総会・会議を含む他のメガイベント主催者に利益をもたらす洞察を提供するものとして、サイバーセキュリティの観点からG20の安全確保に携わってきた同国のサイバーセキュリティ機関の経験が紹介された。

### 2.4 世界情報社会サミット（WSIS）実施に関する作業部会（CWG-WSIS&SDGs）

会合では、WSISプロセス及びSDGsに関連するITUでの活動が報告されるとともに、今後の活動計画及び2021年5月に開催されるWSISフォーラム2021の準備状況が事務局から報告された。また、2021年7月に国連本部（ニューヨーク）またはオンラインで開催される国連持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（HLPF）に向け、ITU理事会から寄与文書を提出する予定であることから、その内容が共有された。文書には、ITUによるCOVID-19への対応及び日本が拠出金を提供している途上国支援プログラム「Connect2Recover」の記述も含まれている。ロシアの提案により、コレスポンデンスグループにより草案テキストを作成した上で理事会議長に送付することとなった。

## 2.5 公用6言語の使用に関する作業部会 (CWG-Language)

本作業部会は、国連公用6か国語（英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語、中国語）がITUで平等に使用できるようにレビューしていくとともに、通訳・翻訳業務に係る費用削減のための提言を目的としている。事務局より、機械翻訳や文書作成システムの導入、リモートでの通訳者の利用等の検討状況について報告されたが、ロシアが、ITUのウェブページの各国言語がいまだに適切に翻訳されておらず、またセクターごとに仕様が異なり使用しづらいとして、改善状況を報告するよう求め、事務局は状況の説明を含めた報告書を2021年理事会に提出することとなった。この他オーストラリアが、2019年世界無線通信会議（WRC-19）に提出された寄与文書の翻訳のために言語セクションのスタッフが時間外労働と週末労働を求められ、多額の金銭的影響をもたらしたことから、現在定められている総会、会議への寄書提出締切り日を会議の21日前から35日前に変更するよう提案した。本提案については全権委員会議での決議の改正を必要とすることから、米国が、寄書数、アジェンダ数、参加者数等のWRC-19特有の条件も考慮した上で更なるデータを提供するよう事務局に求めた。

## 2.6 第6回世界電気通信政策フォーラムに向けた非公式専門家会合 (IEG-WTPF-21)

世界電気通信/ICT政策フォーラム（WTPF）は、電気通信環境の変化に伴う規制・政策問題を世界規模で検討することを目的としたフォーラムであり、2021年12月に第6回会合（WTPF-21）をジュネーブにて開催することが第2回理事会バーチャルコンサルテーション及びその後のコレスポネンズ手続で合意されている。2019年理事会ではWTPF-21のテーマを「持続可能な開発に向け新たな電気通信/ICTを動員するための政策（Policies for mobilizing new and emerging telecommunications/ICTs for sustainable development）」とすることが合意され、検討すべきサブテーマにはAI、IoT、5G、ビッグデータ、OTT等を含むこととなった。WTPFでは規制に関わる文書を作成することはしないが、コンセンサスによりオピニオン文書と、それらの土台となるITU事務総局長レポートが採択される。また、会合に先立ち6回の専門家会合が実施される予定となっており、今回は第4回目となる。今回会合では、2020年11月に公表されたITU事務総局長レポートのドラフト及び成果物となるオピニオンの草案について議論された。

ITU事務総局長レポート案については、前回に引き続き議論の対象を「新興電気通信／ICT」または「新興デジタル技術とトレンド」のどちらかで記載するかで意見が分かれた。これは、2019年理事会で決定されたWTPF-21のテーマに両方の文言が含まれていることが原因の一つである。「新興電気通信／ICT」は明確にITUのマנדート内といえるが、「新興デジタル技術」とした場合、ITUのマנדート外の内容が含まれる恐れがあるため、日米欧豪は「新興電気通信／ICT」の記載を主張している。ロシア及びサウジアラビアが、これ以上の議論を避けるため、理事会においてWTPF-21のテーマに関する理事会決定611を修正し、IEG-WTPF-21に正しい用語を使用するよう指示することを求めたが、欧米諸国が合意せず議論が平行線となった。どちらかに統一するという努力は適わず、イランがアドホック議長としてとりまとめを行い、オフラインで米国、英国、ロシアなどの関係国間で議論を継続することとなった。

オピニオン案については、前回のIEG-WTPF-21において、ブラジルがエディターとなり、現在10個あるオピニオン案のいくつかを統合し6つまで絞ることが合意された。今回合会でその結果が提示されたが、提案にはAI、OTT、セキュリティなどのトピックが含まれていたことから英国、オーストラリア等が反対し、おおむね合意の得られている3つのハイレベルなオピニオン案（COVID-19、デジタルスキル及びイネイプリングな環境）について、まずはテキスト作成の議論を行うよう米国が提案した。しかしロシア、サウジアラビア、イラン等が、これらのトピックにも合意が得られておらず、現在出ているすべてのトピックについて議論すべきと再度主張し、議長よりコレスポネンズグループの設置が提案された。これを受け事務局が同グループの付託事項を作成したが、英国、米国、ポーランド等が同グループの役割はそもそもIEG-WTPF-21が行うものであること、会議の追加的な開催に賛成できないこと、またそれぞれの文書について議論してもコンセンサスを得られる可能性が低いことから強く反対し、結果として、ブラジルがリードの上、関心のあるメンバーがインフォーマルに電子メールでやり取りし、以下8件のトピックについて議論を継続した上で、次回会合において報告することとなった。

### 【議論対象とされたトピック】

- A：接続
- B：イネイプリングな環境
- C：デジタルスキル・教育・包摂性
- D：包摂的なアクセス





- E: 持続可能な開発に向けた新興電気通信/ICTの動員
- F: COVID-19及び将来のパンデミックの影響の緩和/管理
- G: (特にAIとOTTに関する) 持続可能な開発に向けた新興技術の促進
- H: 新興技術時代における信頼とセキュリティの構築

## 2.7 国際電気通信規則 (ITR) に関する専門家会合 (EG-ITRs)

2018年ITU全権委員会議においてITRの包括的なレビューを実施するための専門グループ (EG-ITRs) を再度開催する決議146 (ドバイ改) が採択されたことを受け、2019年理事会でEG-ITRsに対する付託事項の見直し・改正が行われ、EG-ITRsは2012年改正のITRについて、電気通信/ICTの新たなトレンドや課題を考慮し、条文ごとにその適用可能性や柔軟性に関する検討を行うこと、またそれらの進捗に関する報告書を2020年及び2021年の理事会に、最終報告書を2022年の理事会に提出し、理事会のコメントを付した同報告書を2022年全権委員会議に提出することとなった。2019年9月の第1回会合で作業方法が決定され、2020年2月の第2回会合で2012年改正ITR (我が国は未署名) の第1条から第7条まで、同年9月の第3回会合で第5条から第8条までのレビューを行った後、今会合では以下の条項につき、その適用可能性や柔軟性に関する意見が求められていた。

- ・第9条 業務の停止
- ・第10条 情報の周知
- ・第11条 エネルギー効率/電子廃棄物
- ・第12条 アクセス可能性
- ・第13条 特別取極
- ・第14条 最終規定

## ・付録第2 海上電気通信に関する追加規定

英国、米国、オランダが多くの条文について効果をもたらさない、または、柔軟性、適用可能性がなく不要と分析している一方で、ロシア及びアラブ諸国は多くの条文について柔軟性、適用可能性が十分にあり、ITRは必要であるとコメントした。また中国からは、COVID-19によってもたらされたデジタルトランスフォーメーションの影響を考慮に入れ、エネルギー効率化と排出量削減を促進するために、デジタル、コネクテッド、スマートな方法で会議や活動に参加することを加盟国に奨励するための新たな規定を盛り込むべきであるという意見が提出された。議論では前回のEG-ITRsと同様に、報告書にすべての異なる意見を反映させることが合意され、各条文に対する双方の立場を反映するサマリーテーブルが作成された。次回のEG-ITRs (2021年9月を予定) では、これまでに作成したサマリーテーブルの統合版を承認し、理事会に提出する報告書の草案について議論する。

## 3. 今後の予定

- ・WSISフォーラム (Final Week) : 2021年5月17日~21日  
バーチャル形式
- ・理事会 : 2021年6月8日~18日 バーチャル形式 (予定)
- ・理事会作業部会 : 2021年9月20日~10月1日 スイス・ジュネーブ (予定)
- ・WTDC-21 : 2021年11月8日~19日 エチオピア・アディスアベバ (予定)
- ・WTPF-21 : 2021年12月16日~18日 スイス・ジュネーブ (予定)
- ・WTSA-20 : 2022年3月1日~9日 インド・ハイデラバード (予定)